

商工会の小規模企業向け融資制度!!

マル経融資のご案内

小規模事業者の方々の経営をバックアップするために商工会長の推薦にもとづき **無担保・無保証人** で融資を受けることができる日本政策金融公庫の融資制度です。 **夏季・年末資金としてご利用下さい。**

ご融資の条件

※マル経融資の拡充措置について

新型コロナウイルス感染症への対策として通常枠とは別枠で融資を受けることができます。

	通常枠	拡充措置(コロナマル経)
融資限度額	2,000万円	別枠 1,000万円
返済期間	運転資金 7年以内(据置期間 1年) 設備資金 10年以内(据置期間 2年)	運転資金 10年以内(据置期間 3年) 設備資金 10年以内(据置期間 4年)
融資対象	以下のすべての要件を満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ■ 従業員 20人以下(宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下)の法人・個人事業主 ■ 商工会の経営・金融指導を受けて事業改善に取り組んでいる ■ 最近1年以上、商工会地区内で事業を行っている ■ 商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる ■ 税金(所得税、法人税、事業税、住民税)を完納している 	左記に加え以下の要件あり <ul style="list-style-type: none"> ■ 最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している <p>コロナマル経融資の取扱いは 2022年9月末までとなります。</p>
融資利率	1.21% (2022年7月1日現在) 融資利率は金融情勢により変わることがあります。	左記より、当初3年間 0.9%引下げ 1.21% → 0.31% (2022年7月1日現在) ※特別利子補給制度により、売上高が急減した事業者については、 当初3年間は実質無利子となります。

色々な用途にご利用いただけます!

○営業車、重機等の設備導入に!



○仕入、外注費等の支払資金に!



○店舗の改装、備品・什器の購入に!



○機械装置や工具の購入・買替に!



※既存の借入に遅れが生じている(または条件変更中)、借入過多、債務超過、連続欠損の状況で改善の見通しが立たない場合は、ご希望に沿えないこともございます。

必要書類

法人の方

- 前期・前々期の決算書および確定申告書
- 決算後6ヶ月以上経過の場合は最近の残高試算表
- 法人税・事業税・法人住民税の領収書または納税証明書
- 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- 見積書・カタログ等(設備資金の申込みの場合)

個人事業主の方

- 前年・前々年の決算書(または収支内訳書)及び確定申告書
- 所得税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
- 見積書・カタログ等(設備資金の申込みの場合)

※不動産をお持ちの方で新規のお申込みの場合などは、現在の権利関係が記載されている不動産謄本(全部事項証明書)のご提出をお願いいたします。

※上記以外にも、必要に応じて追加書類のご提出を求められる場合があります。(例えば1,500万円超の申込の場合は事業計画書が必要となります。)

お気軽にご相談下さい。

湖西市商工会 (二橋・高橋・山崎)

〒431-0431 湖西市鷺津332-8

TEL 576-0637 FAX 576-3981